

## 『文芸熊谷』第10号 作品募集要項

### 1 趣 旨

市民の文芸創作活動の高揚を図り、地域文化の振興に寄与することを目的とします。

- 2 発 行 熊谷市教育委員会  
企画編集 熊谷市文化連合

### 3 応募資格

熊谷市内に在住又は在勤、在学の満15歳以上（中学生を除く）の方  
（令和8年4月1日現在15歳以上の方）

投稿は、1人2部門までとします。ただし、同一部門への複数投稿はできません。

- 4 応募期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで

### 5 応募部門

部門	俳句	連句	川柳	短歌	詩	随筆	小説	童話
1人当たりの応募作品数	5句	1巻	5句	5首	1篇 (本文40行以内)	1篇 (原稿用紙7枚以内)	1篇 (原稿用紙30枚以内)	1篇 (原稿用紙30枚以内)

### 6 応募上の注意

- (1) 応募料として1,000円（2部門の場合は、2,000円）いただきます。（高校生・大学生は無料）  
応募の際に、応募料と宛先明記の官製ハガキ1枚（選考結果等の連絡に使用します。）を添えて、応募先までご提出ください。
- (2) 作品は、創作で未発表のものに限り、他の誌紙と重複して応募することはできません。
- (3) 作品のテーマは自由です。
- (4) 作品は、400字詰め原稿用紙（A4判横）に縦書きとし、黒（又は青）のボールペン又は万年筆を使用してください。鉛筆やこすると消えるボールペンは不可とします。  
\*ワープロ、パソコン等を使用する場合は、A4判（横長）の白紙に縦書き、大きめの文字で、20字×20行で印字してください。  
なお作品をB4判の原稿用紙で作成した場合は、A4判に縮小コピーをして提出してください。
- (5) 作品には、冒頭に「部門名・題名・氏名（ふりがな）」を明記してください。ペンネームを用いる場合は、氏名の下に（ ）書きで本名を記入してください。
- (6) 川柳、詩、随筆、小説、童話は、新仮名遣いとし、楷書で記入してください。
- (7) 俳句、連句、短歌の仮名遣いは、新・旧いずれかに統一し、使用した仮名遣いを明記して、楷書で記入してください

- (8) 随筆、小説、童話で、他の著作から引用する場合には、**出典文献の「書名・著者名・出版社名」を明記**してください。
- (9) 本文中の難解な漢字、人名・地名等読み方の難しい漢字には、ふりがなをつけてください。
- (10) 作品は、**原稿 1 部とコピー 2 部の計 3 部**を提出してください。3 部全てコピーも可です。
- (11) 応募票に必要事項を記載のうえ、作品ごとに 1 枚同封してください。応募票はコピーして使用できます。熊谷市外にお住まいの方は、**応募票に「勤務先・学校名」を御記入**ください。  
記入いただいた個人情報は『文芸熊谷』刊行の目的のみに使用します。また、『文芸熊谷』には、作品、題名、作者名（ペンネーム）のみの掲載となります。
- (12) 投稿後の作品の訂正はできません。
- (13) 作品は、**折らずに封筒(角 2)に入れ、封筒表面には「『文芸熊谷』応募原稿」と記入**してください。
- (14) 作品は、採用・不採用に関わらず、返却できませんので御了承ください。
- (15) 応募料は返却いたしません。

## 7 応募先、問い合わせ先

応募先	住所	電話番号
教育委員会社会教育課「文芸熊谷」担当	熊谷市宮町二丁目 47 番地 1	048-524-1111 (内 389)
中央公民館	熊谷市仲町 19 番地	048-523-0895
妻沼中央公民館	熊谷市妻沼東一丁目 1 番地	048-588-2044
江南公民館	熊谷市千代 325 番地 1	048-536-6262

※受付時間：土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※企画編集：熊谷市文化連合 連絡先 048-537-1341 (行木)

## 8 選考

熊谷市文化連合が委嘱した委員が選考し、入選作品は『文芸熊谷』第 10 号に掲載します。選考結果は、発行時にハガキで本人宛に通知します。なお、選考内容についてのお問い合わせには応じられません。

## 9 『文芸熊谷』第 10 号の配布

応募者には『文芸熊谷』第 10 号を 1 冊、発行時に無償で贈呈します。(発行時にハガキでお知らせします。) 郵送を御希望の方には、送料を御負担いただいております。詳しくはハガキを御覧ください。

## 10 その他

- (1) 募集要項及び国の法令等に反する作品は、掲載対象といたしません。
- (2) 作品の掲載にあたって、選考委員により、応募者の了解を得た上で、部分的に訂正や補筆させていただくことがあります。
- (3) 応募者は『文芸熊谷』第 10 号への作品の掲載について、無償で許諾したものとします。
- (4) 『文芸熊谷』第 10 号の発行は、令和 9 年 3 月の予定です。

